

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
メール: sasaerukai@20jyosaiban.net
HP: <http://www.20jyosaiban.net/>
郵便振替 00170-7-386997 郵政 20 条裁判を支える会

次回 東日本 20 条裁判・証人尋問

2 月 20 日(月) 11 時 00 分～ 東京地裁 527 号



2 月 6 日裁判当日の郵政本社前集会

2017 年 2 月 6 日証人尋問報告

高くても年収は 3 分の 1、病気になったら無給、夏期・冬期休暇もない。肩をならべて働いていながら、正規と非正規のこれほどの違いをなんとか変えるぞ、という労働契約法 20 条東日本裁判の最大の山場である証人尋問が 2 月 6 日、始まりました。この日の東京地裁 527 号法廷には 88 名の支援と郵政ユニオン組合員が結集し、42 席の傍聴席のうち 37 席を埋めました。まず被告側 3 人の証人の尋問で原告側は守りですが、ガッチリと押し返しました。

期間社員をおとしめる証言

被告日本郵便側証人は本社の人事部課長と係長、そして普通局集配部長です。共に現場の郵便局に採用され、勤続 21 年、20 年、23 年で現職に就いており、会社の描く昇進の道を典型的に表現しているような面々です。案の定、特に集配部長は裁判で会社の主張する「格差の合理性」を正当化しようとするあまり、非正規社員の働きと尊厳を踏みにじるような証言を繰り返しました。

正社員のどこと比較すべきか

労働契約法 20 条は業務の内容や責任の程度などが同じなら処遇も同じに、違うなら処遇も違うがその差は合理的にというものです。原告側は非正規社員と業務の内容や責任の程度が同じ一般や主任と比較せよと主張してきました。会社側は役職者・管理者含めた「正社員全体」と主張してきました。しかし「全体」といいながら昇進も無ければ転居を伴う転勤もない“新一般職”については一言もありませんでした。本社人事部課長は反対尋問の冒頭で「あなたは陳述書で『一般職（地域基幹職）』と書いているが、『一般職（地域基幹職・新一般職）』が正確ではないか」という原告代理人からの質問に対し「そのとおり」と認めざるを得ませんでした。事実を隠そうとする姑息な主張が一気に崩れました。

原告側尋問で勝利を切りひらく

この日の最後は原告側証人です。反対尋問「(同局同班の)原告・浅川さんとあなたの役割の違いは」に「求められているものはあるだろうがやっている仕事は同じ」と答え、被告代理人は二の句がつけられませんでした。次回、2 月 20 日(月)に 3 人の原告と原告側 2 人の証人尋問が続きます。みなさんの圧倒的なご支援をお願いします。



2月6日裁判報告集会



原告決意表明

藤井 剛（愛知・名古屋北局）

2月6日に証人尋問が始まり、原告藤井の出番は20日の最後、トリということで、正直不安で緊張しています。この証人尋問は東京地裁での判決にとって、重要な山場となりますが、あくまでその先にはあるたかひの通過点に過ぎません。病気とともにのたかひにはなりません。司法を監視する意味でもみなさんの傍聴の方、よろしくお願いします。

宇田川 朝史（千葉・佐倉局）

いよいよ東日本20条裁判も証人尋問が行われます。証人尋問が行われれば、後は判決が出るだけです。

日本郵便の全社員の約5割を占める期間雇用社員と正社員の不合理な労働条件の格差、このあり得ない格差の是正を求めたこの裁判、決して負けるわけにはいきません。

東日本では、浅川さんが郵便配達、私がゆうパック、藤井さんが郵便内務とそれぞれ担当している仕事の違いです。これは大きな意義があることだと思います。ゆうパックはどうしても郵便配達と比べると後回しにされがちです。でも、実際の業務内容は要員不足もあり過酷としか言いようがありません。私は全国のゆうパックの配達員の代表として最後まで闘い抜くつもりです。皆様のご支援、宜しくをお願いします。

浅川 喜義（東京・晴海局）

ようやく東日本裁判の証人尋問が始まります。同じ職場で同じ仕事を同じ責任で働いてい

るのに、有期契約労働者というだけで、会社に手当ても夢も搾取され続けた悔しさを、この日に向けて高めてきた思いをぶつけ、全ての非正規労働者の同一労働同一賃金、均等待遇を実現させるため、希望の光を手に入れる決意です。

次回2017年2月20日日程

■ 11時～12時、13時10分～17時

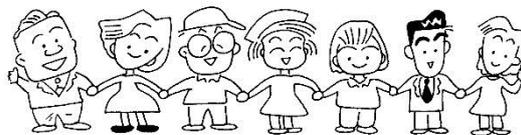
証人尋問 東京地裁527号法廷

- ・原告3名と原告側証人2名の主・反対尋問が行われます。

■ 18時～

裁判報告集会（日比谷図書館小ホール）

行動・傍聴参加お願いいたします



■ 20条裁判の今後の日程 ■

□西日本裁判

- ・進行協議（傍聴なし）
2月14日（火）13:30 大阪地裁
- ・証人尋問時期は未定
- ・毎月20日 梅田ヨドバシカメラ前宣伝行動

◇メトロコマース裁判

- ・判決 3月23日（木）13:10東京地裁709号